

議案第6号

平成19年度事業計画決定の件

平成19年度における社団法人成年後見センター・リーガルサポートの事業計画（案）を次のとおり策定したので、承認を求めらる。

平成19年度事業計画（案）

第1 はじめに

当法人は、設立8年目をこれまでに最大の会員4,069名で迎えることができた。平成11年12月22日設立会員3,033名でスタートして以来、成年後見制度の利用普及を通して高齢者・障害者等の権利の擁護、福祉の増進に寄与してきたところである。

そして家庭裁判所をはじめ成年後見制度を支える福祉・医療・行政等の多くの関係機関・団体とのネットワークを形成しながら、我が国最大の専門職後見人を養成し供給する法人として各方面から高い評価を得るまでに成長してきた。

この間、全会員、支部役員、本部役員、委員の方々の並々ならぬ努力があったことはもとより、日本司法書士会連合会、各单位司法書士会の協力、支援が大きな原動力となってきたことは言うまでもない。各位に対しては、茲にあらためて敬意を表し感謝申し上げる次第である。しかし、設立8年目を迎えた今、設立当初の「司法書士が成年後見制度を担う理想のシステムを創り、後見事務を實踐しよう。」との情熱が「組織も落ち着き、研修・執務管理システムも形が整ってきた。」との一応の安心感が会員に増えつつあるようにも感じられる。

当法人は、成年後見制度に対しこれまで実践してきた専門職後見人の立場から成年後見制度が利用する市民にとって有用なシステムとなるよう平成17年度には「法定後見」について、平成18年度には「任意後見」についてそれぞれ改善提言を行った。

そこで、今年度は、平成20年12月1日までに関係法令が施行される公益法人改革への対応も含め、当法人が成年後見制度に果たすべき役割を再度見直し、組織財政のあり方は勿論、各地で会員（支部）自ら工夫努力されている研修・執務支援・地域ネットワーク活動等の成果を全会員が共有化し、高め合い、皆で一緒に創るリーガルサポートの原点を再考したいと考える。

今年度は、昨年、介護保険法の改正に伴い新たに設置された「地域包括支援センター」における権利擁護事業や相談事業が本格的に動き出し、高齢者虐待防止法施行に伴う各地におけるネットワーク形成も充実してくるものと考えられる。このように成年後見制度を利用した障害者・高齢者の「権利擁護と虐待防止」のニーズは、益々その高まりを見せ、障害者自立支援法が完全施行により昨年増加した家庭裁判所への成年後見開始申立件数を上回ることが予想される。これらの状況から、当法人に寄せられる期待は益々大きく、それに応えるべく会員の英知と情熱を結集し、さらなる改善進歩に努める決意である。

第2. 重点目標

1. 研修及び執務管理の充実

昨年度は、高齢者と包括的財産管理委任契約を締結した当法人の一会員が、その定額報酬以外の日当報酬や施設入所契約・不動産売買契約報酬等として社会通念に照らしても不当と思われる高額な金額を受領していたとして「司法書士が法外報酬」の新聞報道がなされ、司法書士界はじめ成年後見に関わる立場の多くの方々の信頼に多大な影響を及ぼすこととなった。

当法人としては、高齢者の権利を擁護すべき立場にある会員によるこのような問題の発生を重く受け止め、同様事案の再発防止に万全を期していかなければならない。

設立以来これまでも、当法人の中核事業として行なってきた研修と執務管理のあり方を見直し一層の充実を図っていくものとする。

- ① 「研修」については、全支部において事例を取り入れた倫理研修を重点的に実施し、会員が執務上陥り易い判断ミスや困難事案の執務支援にあたる。
- ② 「執務管理」については、作成する予定の「会員の心得マニュアル」(仮題)を会員に理解していただき成年後見事務に取組めるようにすることと、受任事件報告の徹底及び支部の執務支援委員会による指導を受けて適切に執務改善が図られるよう支部を支援する。

2. 地域包括支援センターとの連携

昨年度、全国各地で市町村が地域包括支援センターを設置し「総合相談・権利擁護」業務に大きく前進することが期待された。しかし、「介護予防マネジメント」業務に多くの時間が割かれる等「権利擁護」への取組みは遅れているのが現状である。

- ① 本会と協力して、市町村(都道府県を含む)に対し、地域包括支援センターの「権利擁護研修会」等への講師派遣や「運営協議会」・「地域包括ケア会議」・「高齢者虐待防止ネットワーク」等への組織員派遣の支援協力を行う。
- ② 市町村等が行う「市民後見人」養成事業に対し、テキスト作成や講師派遣等の協力支援を行う。また、市町村長申立による成年後見制度利用の協力支援を行う。なお、当面、当法人自体での「市民後見人」養成事業は行わない。

3. 法テラス・司法書士総合相談センターとの連携

「法テラス」との連携については、引続き日本司法書士会連合会の協力を得ながら、成年後見関係相談窓口として対応をして行けるよう各支部における相談態勢の充実を図る必要がある。また、各司法書士会に設置されている「司法書士総合相談センター」とも各支部が積極的に関わることにより、各司法書士会との協力関係をより一層強める必要がある。

4. 支部本部間の情報交換の活発化と支部活動支援

当法人は、平成11年12月設立以来8年目に入り会員間には「組織も落ち着き、研修・執務管理システムも形が整ってきた。」との安堵感が見られる。しかし、未だ会員・支部・ブロック・本部が一丸となって英知を結集し、情熱を持って当法人の目的である「高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与する」ことに邁進する状況に変わりはなく、これからも会員自らが「新時代を切り拓く」という意識を持ち続けていただきたい。

一方、会員と直接関わる支部と法人運営全般を統括する本部とで共有化し効果を増すような情報の交流の活性化を図る必要がある。

- ① 支部で行うメニュー事業「親族向け成年後見人養成講座」「遺言と成年後見制度に関する説明会」への助成の他、全国で活用できる支部・ブロックにおける「研究活動成果」等へ

の助成を行うなど会員の英知を集める必要がある。

② 「ブロック会議」

相談、成年後見人等の推薦をはじめとする日常業務の他、地域包括支援センター、法テラス等への対応等、支部に期待される役割は大きくなっている。昨年度同様、ブロック単位で支部担当者による支部運営、会員執務の支援等に関する協議会を開催していただき各支部における運営等の活性化を図る。

③ 「支部本部連絡会議」

例年同様、ブロックごとに本部と支部とが当面する課題等につき意見・情報を交換することで問題点や情報の共有化を図る。また、日頃各支部から本部へ委員等として出向している会員からも各支部・ブロック等へ本部の情報を伝達する役割を担ってもらうことで支部活動の活性化と効率的な組織運営に役立つようにする。

④ 支部への情報発信

毎月定期的に「会員通信」の発信を行う。また、本部から支部への情報発信については、支部長及び支部事務局へメールで一括送信をするとともに、支部から本部への照会事項等で各支部共通の事項については、適時、各支部へ同様な方法で伝達をすることにする。

5. 公益法人制度改革への対応

公益法人改革関連法案の作成は、平成19年末の予定で、法施行は遅くとも平成20年12月1日までに終わることになっている。

当法人としては、法施行後、速やかに「公益認定」を受けられるよう対応する必要がある。そのために、「改革対応委員会」を設置し、組織・財政全般にわたる検討を行うこととする。

6. 日本司法書士会連合会との連携

これまで同様に、日本司法書士会連合会と定期的な協議会を持ち、成年後見制度に対し共通の視点に立った活動を展開できるようにする。

7. 入会促進と名簿登載促進

専門職後見人の需要が必然的に高まっており、それに見合った供給体制を整える必要がある。成年後見制度の普及のためには、会員数5,000名を目標に掲げ、新入会員に対するガイダンスの開催や、日本司法書士会連合会の中央新人研修・各ブロック研修・各司法書士会研修に成年後見制度に関する研修項目を引続き入れてもらうよう働きかける。

さらに、後見人候補者名簿への登載会員が当法人会員の60%という現状を上記の需要から、一段の増加を図る必要がある。

8. 組織改善と財政の健全化

本部においては、事務の効率化、スリム化を図り効果的財務体制づくりを行うとともに、各支部においては繰越金を注視しながら収入と支出のバランスを考慮した支部運営ができるよう支援をしていく。また、ネットde会計の利用による本部支部の統一的な会計処理体制を充実させる。

さらに、5.の改革対応委員会の議論の中でもこれらの課題を取り上げ協議する。

第3 具体的事業計画

当法人は、高齢者、障害者等の自己決定に基づいた安心な日常生活を支援することによって、高齢者、障害者等の権利の擁護と福祉の増進に寄与することを目的としている。

平成19年度においても、前年度に引き続き、本人の権利擁護と福祉の増進、ひいては成年後見制度の普及と健全な発展という目的を達するために、以下の区分による具体的な事業を支部とも連携協力しながら行うこととする。

1. 権利擁護の担い手である会員の執務支援及び組織運営に関する事業
2. 成年後見制度の普及に関する事業
3. 成年後見制度にかかる社会的インフラの整備に関する事業
4. 後見人の執務のあり方に関する事業

1. 会員執務支援及び組織運営に関する事業

(1) 会員執務の支援及び管理

ア. 業務報告書の記載に関する会員に対する研修と支部の執務管理事務に対する支援・協力

平成17年度9月より運用を開始した新様式の報告書に関して、会員が「支部への相談事項や支援要請事項の記載欄」を十分に活用していない場合や、会員が相談事項や支援要請事項を記載しているが支部が会員に対し支援や回答など十分に対応できていないと判断できる報告書が見受けられる。今後、さらに会員の取扱事件数が増加するため、支部では各事件につき相談や支援の必要の有無を峻別し、効率的な会員に対する支援・指導を実施する必要がある。その前提として、会員が適切に業務報告書に記載する必要があるため、業務報告書に関する研修を行なう。

イ. 執務管理に関する支部に対する支援体制の整備

会員が相談事項や支援要請事項を記載している場合には、支部は支援や回答を適切に行なう必要があり、支部で十分な対応ができない場合は、通常の業務報告書の送付と区別して、できるだけ速く本部へ支援や協力を要請して頂きたい。本部としては、支部からの相談や支援要請に対応する体制を整備する。

② 任意後見業務に関する新様式報告書の調査・会員に対する支援・指導

昨年度の新聞報道事件に代表されるように、事務遂行内容や報酬額などを中心に調査する必要性が高い事件は任意代理を含めた任意後見業務に関するものと考えている。平成19年4月以降に使用を開始した新様式の任意後見業務に関する報告書につき、実際の調査を通して記載項目や添付書類について問題の有無を把握し、問題がある場合は問題点を整理し報告書の改善につなげる。法定後見業務と同様に、会員が相談事項や支援要請事項を記載している場合には、支部と連携して会員に対する適切な支援や指導を行なう体制を整備する。

③ 「業務報告書の保管委託・執務管理事務の支部に対する委譲」を決定した支部に対する執務管理事務の実施状況等の調査

平成18年5月に執務管理事務の委譲を決定した秋田、大阪、福岡の3支部における執務管理事務の実施状況等を調査するとともに、業務報告書受付管理簿による報告書提出状況や定率会費の納付状況が事件毎に適切に管理できているか否かを確認する。なお、平成19年3月末に執務管理事務の委譲を決定した熊本、岡山、ながの、群馬の4支部に対する調査は、平成20年4月以降に予定している。

④ 業務報告書の保管委託・執務管理事務の支部に対する委譲の実施・拡大

会員の受託事件内容につき管理簿による管理を開始しており、執務支援、管理・指導を担う委員会等が設置済みで、既に会員に対して一定の執務支援等の実績があり希望する支部に対しては、今後も業務報告書の保管委託と執務管理事務の委譲を行う。

⑤ 将来における業務報告書のあり方並びに業務報告書の管理・調査方法等に関する意見聴取

現在、当法人の会員が行なっている事件は合計で約5千件であり、支部別では東京支部が約7百件と最も多い。今後、さらに会員が取扱う成年後見事件数は増加することは確実で、5年から10年先には法人の取扱事件が1万件を超え、いくつかの支部での取扱事件数が1千件や5百件を超えることが予想できる。このような状況における業務報告書のあり方の方向性を考えるため、業務報告書の提出頻度や提出方法並びに業務報告書の管理・調査方法等につき、会員並びに各支部からの意見を聴取する。

⑥ 後見事務遂行に関する情報提供並びに後見事務や倫理等に関する研修会に対する講師派遣

執務管理において把握した問題のある後見事務遂行等や会員からの相談等で重要な事項と判断した事例を会員に対して提供するとともに、支部が実施する研修会に対して積極的に講師を派遣する。

⑦ 後見事務遂行等に関する会員、支部等よりの相談への対応

「業務委員会」を「業務相談委員会」に改変し、困難事例等の相談に応じるとともに参考事例を会員へ適宜提供することで会員執務支援を充実させる体制整備を行う。なお、この委員会では、業務審査委員会への提出資料の整理、検討も合わせ行う。

(2) 法人後見、法人後見監督への対応

当法人の法人後見はその活動により各方面から高い評価をいただいております。今後の期待も大きいものがある。特に困難事例等に積極的に取り組む各支部・各担当者の努力による評価は非常に高く、今後への期待も大きなものがある。事業計画における今後の方針の概要を以下に述べる。

① 法定後見は、法人後見としての特性を鑑み、受任していく。

② 任意後見は、法改正等で個人による任意後見契約の問題点が克服できるまでは、その永続性、社会における任意後見制度のリーダーシップ的役割を担う意味においても中心的役割があり、その執行の簡略化を考慮しながら進めていく必要がある。

③ 法定後見、任意後見の双方において基本は支部の法人後見体制にあるので、その体制に応じたシステムを導入していく必要がある。法人後見を行える体制があるのか、その体制がどの程度のものなのかを把握した上で、支部への権限移譲を含め検討をしていく。

具体的な今年度の施策を次に述べる。

1) 法人後見システムマニュアルの策定

支部によりその組織が相当異なっているため、その支部に合わせたシステムの導入が必要である。下記の支部委譲と絡めて、その対策を導入していく。

ア. 支部組織の確認・・・各支部の組織の状況を再確認し、法人後見を組織的に出来るかどうかの調査を行う。

イ. 法人後見執行支部及び法人後見可能な支部からは、本部法人後見委員会に委員を選出していただき、本部と支部の情報の共有化を進める。

ウ. 重要事項等の意思決定機能の支部委譲・・・支部によっては支部法人後見委員会等の組織がしっかりしていて、組織的に高度のサポートが可能で、会議体による複数の意見による意思決定ができ、遂行報告書の提出等が良好なところには、相当程度の重要事項意思決定機能の委譲をする。今年度はテスト的に支部委譲を導入していく。

エ. ③の導入により、本部は監督機能的要素を強くし、執行機関としては支部に重きをおいていくシステムを構築する。③の導入が難しい支部においては、その体制の程度において法人後見システムを導入していく。

オ. マニュアルを充実させ、法人後見の徹底を図る。

カ. 統計・管理・保管等の管理体制を再構築する。

2) 本部・支部間の情報の共有化

- ア. 本部・支部合同会議の開催・・・法人後見システムマニュアルを説明するとともに、支部の意見をくみ上げた施策を検討する場とする。
- イ. 法人後見業務執行支部からの本部委員派遣必須制の導入。
- ウ. マニュアルの改良・・・プロジェクトチームを選抜し細部にわたって検討し改良していく。
- エ. オンライン会議の検討・・・I P電話・スカイプ等を使ったオンライン会議の導入の検討。
- オ. 監督マニュアルの導入・・・任意代理監督制度の決定を待って監督マニュアルを完成させる。

(3) 個人情報保護システムの整備

先に策定した「個人情報保護運用マニュアル」にもとづく総合的な個人情報保護システムを整備し、費用対効果を勘案しながら対策の是非を検討する。

(4) 研修等バックアップ体制の充実

成年後見制度を含む高齢者及び障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に関する事業は、様々な分野の専門家が協力し合い、専門的な知識及び能力を提供し合っていかなければ円滑に行うことができない、非常に大きな広がりを持つものである。一方、単位会及び日司連の目的は、「会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うこと」とされている（司法書士法52条2項、62条2項）。

しかし、リーガルサポートは、あえて、単位会及び日司連とは別の、公益を目的とする社団法人を設立したのである。それゆえ、ここに集う司法書士は、単位会及び日司連の目的の範囲内に限定されることなく、司法書士が有している専門的な知識及び能力を結集して、「会員の利益のため」にとどまらず、広く「公益のため」に、職能団体として幅広く成年後見制度を含む高齢者及び障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与するための活動を行うことと考える。

各地域においても、会員が高齢者や障害者等の権利擁護を担う職能として、行政や福祉団体での委員として、高齢者や障害のある方自身あるいは家族との勉強会の支援役として活躍されていることを聞く。

こうした期待に応え得るように、本年度も実務研修・倫理研修を通して会員の後見事務の質を向上するため、研修講師の派遣、本部研修等の企画、研修教材としての「法定後見ハンドブック（改訂版）」の作成及び「研修用ビデオ」の配布を予定している。

① 共通補助教材の作成等

「法定後見ハンドブック（改訂版）」の作成および会員への配布

② 研修に関する規定等の検討

「研修規程」「研修実施要綱」及び「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程」に関する検討

③ 支部研修等に対するバックアップ体制の充実

ブロック研修及び本部主催（若しくは支部との共催）研修会の開催、特に後見業務における「倫理」に重点を置いた研修の企画

(5) 成年後見制度の改善検討等

① 「医療行為の同意検討小委員会」において、具体的論点について検討を重ね、関係専門職や学者との意見交換を行ない、論点毎に会員に情報を発信する。そして、できれば本法人での意見をまとめ、広く市民の間で議論が深まるための材料を提供したい。

② 「法定後見制度改善提言」や「任意後見制度改善提言と司法書士の任意後見執務に対する提案」については、ホームページにおいても紹介されているため、外部から高い関

心が寄せられている。なお、法務省や家庭裁判所に配布する予定である。

本年度は、これらの提言を会員間に浸透させ、執務内容の向上に役立てるため、各支部やブロックにおいて研修会やシンポジウムを計画していただきたい。

(6) インターネットホームページの管理

当法人の対外広報手段としてホームページは重要な役割を果たしていることから、引き続きその維持管理と更新に努めていきたい。

(7) 会員通信の発行、月報司法書士等への投稿

定期発行しているEメールによるリーガルサポートニュース「会員通信」に関しては、充実した情報の掲載に努めたい。日司連発行の「月報司法書士」等への投稿は継続して行い、当法人の活動や各種情報をLS未加入の司法書士に伝達することにより、入会の促進に繋げていきたい。

(8) 会員執務ハンドブックの作成

会員向けに、組織の仕組みや執務を行う心得などを掲載したハンドブックを作成したい。

(9) 会員管理と事務局体制の充実

① 事務局の運営及び事務局体制の充実

平成19年4月1日現在における当法人の会員数は司法書士正会員4,055名、司法書士法人会員14法人である。事業規模の拡大に伴う事務量の増大に対応するため、事務局運営の効率化、スリム化を更に促進する。また、総務委員会と連携し、個人情報保護運用マニュアルにもとづく総合的な対策を検討しつつ、事務局体制の整備・充実を図る。

② 本部支部間の連絡体制の強化

支部本部連絡会議の開催などを通して、本部と支部の活動状況、それぞれの課題あるいは問題点等の把握と理解に努め、本部と支部ないしはブロック間の連携、連絡体制を強化していく。

③ 正会員の募集及び会員の名簿登載の推進

成年後見制度の利用が急増し、その担い手たる後見人不足が指摘される中、良質な専門職後見人を多数供給する当法人に対する期待は大きい。その反面、家庭裁判所等からの推薦要請に必要な人材を供給できない事態ともなれば、当法人の存在意義そのものが問われかねない。日本司法書士会連合会や各司法書士会の協力のもと、入会ガイダンスや研修機会を通して入会等呼びかけ、正会員の入会促進と後見人等候補者名簿への登載を一層推進していく。

④ 賛助会員及び寄付金の募集

高齢者・障害者の暮らしや財産管理を支える成年後見制度の利用普及を通して、高齢者・障害者等の権利擁護と福祉の増進に寄与するという当法人の設立趣旨、実績等に賛同する賛助会員を募って財政面の支援を要請する。ただし、無条件に賛助会員の入会を認めた場合の弊害も考慮し、賛助会員の資格審査、推薦人の要否などを検討する。

また、当法人の財政基盤強化が当面の課題となっていることから、関係者との利益相反関係に十分配慮しつつ、積極的に寄付金の募集を行う。

⑤ 定款、諸規則・諸規程の整備

当法人の組織基盤強化に向け、定款・規則・規程等を整備する。特に、公益法人制度が抜本的に改革される中、何としても当法人が公益認定を受けるため、改革対応委員会及び財務委員会と連携しながら、公益認定基準を踏まえ、定款・諸規定の見直し作業を進めていく。また、個人情報保護運用マニュアルの実施状況等を検証し、必要に応じて見直しを行う。

⑥ 各種名簿の管理

会員名簿・後見人等候補者名簿その他当法人が備える名簿を管理し、後見人等候補者名簿の登載者に対し、登載証明書の発行事務等を行う。

⑦ 包括補償保険制度の検討

司法書士業務賠償責任保険制度と、現行の包括補償保険制度の補償範囲及び補償額に関する問題点等を検討し、必要な見直しを行う。また、任意後見に関する新保険商品開発の可否、身元信用保険にいう被保証人の範囲について、引き続き検討を行う。

⑧ 本部支部の統一的会計処理体制の確立

インターネットを利用した会計処理システムの完全実施により、各支部における予算執行状況の正確な把握と、中間決算、最終決算時における支部と本部の負担軽減をはかる。また、支部での会計処理について協力及び支援を適宜行う。

⑨ 効果的財務体制の確立

非営利法人に関する法改正、公益性の認定基準に関する動向等も踏まえ、公益性の高い健全な財務会計体制をめざす。特に、本部および支部に留保されている繰越金について、公益性の認定基準等の動向も踏まえたうえで、適正な範囲で確保されるよう引き続き検討するものとする。また、当法人としてのあるべき会費制度について、引き続き検討を加え、各支部での財政状況を俯瞰したうえでの採り得べき選択肢をとりまとめることとしたい。

なお、各支部への支部交付金の支出方法についても、全国各支部の事業の活性化のために、極力、支部における個別事情等をも反映できる方策を引き続き検討する。

(10) 公益信託成年後見助成基金の受付事務

三菱UFJ信託銀行が受託運営する「公益信託 成年後見助成基金」の募集、申請受付の事務作業に協力するとともに、ホームページなどを利用して助成基金に対する寄付の呼びかけを行う。

(11) 業務審査委員会

本委員会の設置目的に従い、会員の後見人候補者及び後見監督人候補者名簿への登載の是非の審査を中心として、成年後見実務上の問題に関する検討及び会員へのアドバイス等を随時協議していくこととする。本委員会については、定期的に会議を開催する。

(12) 公益法人の認定に向けた組織整備の検討

公益法人に関する法改正を受けて、本法人が公益性のある法人としての認定を受けるための機関、財務を含めた組織全体の見直しを行い、新しい認定基準に合致しているか否かの検証を行う。可能であれば、早期の公益認定を受けられるように準備を行う。

2. 成年後見制度の普及に関する事業

(1) 全国一斉無料成年後見相談会

毎年、全国50支部で開催している全国一斉無料成年後見相談会は、各地域において浸透し定着してきている状況にある。本年度は、日本司法書士会連合会と共催し9月の敬老の日に実施する。

(2) 小冊子等の発行

各方面からの需要が高い、成年後見制度紹介誌、「いつも、あなたのそばに。」等を必要に応じて増刷する。

(3) 任意後見制度活用ガイドの発行

昨年度発表した「任意後見改善提言」を市民向けにパンフレットとして作成し、もって、任意後見の普及をはかる。

(4) 書籍等の発刊

① 「成年後見教室」の発行

レベルを下げることなく、制度に携わる多くの関係者とりわけ法律の専門家ではない福祉関係者や親族等にも理解しやすい実務書はどうあるべきかの検討結果を踏まえ、当初の予定が変更され、出版社の編集体制の強化も実現し、本年秋の発刊を目指すこととなった。

(5) 成年後見制度普及フォーラムの実施

当法人、NHK厚生文化事業団主催によるNHKハート・フォーラム「老いても自分らしくあるために～成年後見とは～」を、本年7月に熊本において開催予定である。

3. 成年後見制度にかかる社会的インフラの整備に関する事業

(1) 親族向け成年後見人養成講座の開催

今年度も、本講座は、支部メニュー事業として実施されることとなった。親族後見人に対する後見事務のノウハウの提供は、家庭裁判所からも期待されているところであり、また、制度広報のツールとしても非常に有益であるとの評価をいただいている。各支部においては積極的に開催していただきたい。なお、養成講座テキストの改訂については、すでに改訂案は作成済みであり、早期に印刷できるよう取り組んでいきたい。

(2) 「遺言と成年後見制度に関する説明会」の開催

本説明会も、「親族向け成年後見人養成講座」と同様に、今年度も支部メニュー事業として実施されることとなった。一般市民にとって遺言の話は非常に関心の高いテーマであり、成年後見になじみのない方でも、遺言と関連して説明することにより、制度理解が深まるという利点がある。各支部においても積極的に開催していただきたい。

なお、この説明会は、対外的広報活動の視点からは行政機関や関係団体、及び、マスコミ等への情報提供を積極的に行うものであり、当法人並びに成年後見制度の利用促進に繋げていく成年後見出前講座の性格を多分に含むものと言えよう。

(3) 市民後見人養成に向けた市町村等との連携

市町村等において、市民後見人の養成事業が進められている。当法人を始めとする専門職団体が後見人候補者を早急に確保することが困難なこと、良質な後見人の養成は国の社会的責任であること等を鑑みると、後見人不足を補うものとして意義のある事業と言えよう。しかし、市民後見人とはいえど、本人の権利擁護者である点については専門職後見人と何ら変わるところがなく、また後見人としての責任が軽減されるわけではない。よって、市民後見人の養成事業を進めている市町村等にあっては、併せてサポート組織を立ち上げ、研修、執務管理、家庭裁判所等との連携などを継続して行うことが市民後見人養成の条件と考える。

当法人は以上を踏まえて、市町村等の行う市民後見人養成事業に対し、講師の派遣をするなどの支援を行う。

(4) 関係機関及び関係団体との交流、ネットワークづくりの推進

現在までに構築してきた各機関、団体等との交流関係を一層深めるとともに、成年後見制度をとりまく諸課題の情報交換、検討協議会などに積極的に関わっていくことにより、会員の執務環境がさらに改善整備されるよう努める。

4. 後見人の執務のあり方に関する事業

(1) 日本成年後見法学会の活動支援

日本成年後見法学会に対しては、引き続いて、役員や委員を派遣するなどの支援の他、学会の活動をみながら柔軟に対応する。

(2) 「実践 成年後見」誌等の企画等

「実践 成年後見」は、我が国唯一の成年後見専門誌として、制度を広報し、実務を支

援し、公論を喚起している。このことは、制度の探求を通じて、少子超高齢化し、不安が増大する我が国への高い貢献を示しているといえる。

今年度においても、学者、司法書士、弁護士、社会福祉士からなる編集委員会へ編集委員を派遣して企画を上程し、「実践 成年後見」誌発刊の企画・編集事業を完遂する。引き続き全国8ブロックの各ブロックからブロック企画委員を募集し、事例探求の拡大、集約化を目指したい。現在、本部委員24名、ブロック企画委員2名。今年度は、このうちブロック企画委員を増員することにしたい。

- ① 事業 : 「実践 成年後見」第21号～第24号を企画発行する。
なお、第1号から第20号程度までに掲載した事例について、弁護士会や社会福祉士会等の協力を得て、単行本の「実践成年後見事例集(仮題)」を今年度中に企画し、20年度中には発刊する予定である。
- ② 組織・会議 : 企画委員会を年4回開催、各ブロック企画委員会を年1回開催、編集委員会への企画委員派遣年4回実施
- (3) 「成年後見六法」の発行
「成年後見六法(2008年版)」発行に向けて、本年度は登載資料等の見直し作業を行う。
- (4) 研修会等への講師派遣や情報交換、協議会の開催

社会福祉士会等各種団体や国自治体等からの研修講師等の派遣要請もあり、本部役員若しくは各支部に対して講師の派遣を要請しているところである。今後も、当該団体の特性を考慮し、地域からの要請には地域で、全国的な団体の要請には本部で応えるというスタンスで対応していく。